

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和元年10月3日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和元年10月3日（木） 午後4時20分から 午後4時29分まで	
開 催 場 所	朝霞市民会館 201会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和元年10月3日(木)

午後4時20分から

午後4時29分まで

朝霞市民会館 201会議室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

在外選挙人関係

議案第96号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第97号 在外選挙人名簿から抹消することについて

参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第98号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

議案第99号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第100号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第101号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

- 5 閉会

出席委員(4人)

委員長	細田 昭 司
委員長職務代理	加藤 洋 子
委員	曾根田 晴 美
委員	門 傳 忠 二

事務局(1人)

事務局 選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤 真
--------------------	------

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第96号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第97号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 議案第98号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- ・ 議案第99号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第100号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第101号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数
- ・ 別紙

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開会いたします。

本日は、朝霞市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会に引き続きの定例会でございます。

よろしくお願いいたします。

本日の議題は、在外選挙人関係と主に参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係の議案でございます。

よろしく御審議いただきたいと思っております。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程第3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市委員会規程第18条の規定によりまして、曾根田委員、お願いいたします。

○曾根田委員

はい。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第96号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第97号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、日程4、議題でございます。

在外選挙人関係でございます。

「議案第96号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第97号 在外選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。それでは、御説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第96号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることに

ついて議決を求める。

令和元年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、1人。計、2人となっております。

裏面を御覧ください。

裏面に名簿の一覧を付けてございます。

続きまして、議案第97号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和元年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、2人。女、3人。計、5人となります。

裏面を御覧ください。

裏面に抹消者一覧を載せてございます。

更に1枚おめくりいただきますと、在外選挙人名簿登録者数を載せてございます。

10月3日現在で、男、66人。女、52人。合計、118人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段のとおりです。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは初めに、議案第96号について、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第96号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第97号につきまして、御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第97号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第98号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

次に、参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係でございます。

「議案第98号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第98号、ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙において公職選挙法第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数を、8区画とすることについて議決を求める。

令和元年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上となります。

○細田委員長

ありがとうございました。

御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第98号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第99号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第99号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第99号、投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

裏面を御覧ください。

第1投票区から第23投票区までの投票管理者及びその職務を代理すべきものにつきまして掲載させていただいております。

以上のとおりになります。

○細田委員長

ありがとうございました。

御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第99号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は、原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第100号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第100号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第100号、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりいただきまして、まず、朝霞市役所内の投票管理者、それから職務代理者につきまして掲載しておりまして、裏面に朝霞台出張所の投票管理者及び職務代理者について掲載させていただいております。

以上のとおりです。

○細田委員長

ありがとうございました。

質疑ございますか。

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第100号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第100号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第101号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

次に、朝霞市議会議員一般選挙関係でございます。

「議案第101号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第101号、ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙において公職選挙法第144条の2第10項の規定において準用する同条第7項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数を、33区画とすることについて議決を求める。

令和元年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上のとおりです。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

○加藤委員長職務代理者

ございません。

○細田委員長

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第101号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第101号は、原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、ほかに何か質疑ございますか。いいですか。

事務局は。

○事務局・佐藤係長

ございません。

5 閉会

○細田委員長

以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。